

(別添6 別紙)

総合評価点から減点するものについて

No.	対象法人等 ①	行政処分等の内容 ②	減点割合 ③	その他 ④
1	香川県内各自治体から関係法令に基づき行政処分等を受けた法人等	・改善命令	1割	①当該法人等が行政処分等を受けた際、その法人の経営する全社会福祉施設が減点対象 ②応募年度の4月1日から審査会の採択までの間に、行政処分等年月日又は行政処分期間が1日以上含まれる場合に適用
		・業務（事業）停止命令 ・事業廃止命令 ・役員解任（職）勧告 ・指定取消 ・認可取消 ・許可取消 ・効力停止命令	2割	
2	労働基準関係法令違反により厚生労働省に公表されている法人等		2割	①全国の法人等が対象 ②審査会の採択時点で公表されている法人等が対象

※法人の解散命令は、処分後に法人の活動は起こりえないことから、本表には記載していない。